

事 務 連 絡

平成 20 年 7 月 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 あん摩業等業務担当者 殿

厚生労働省医政局医事課

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業
又はこれらの施術所に関する広告について

標記については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（昭和 22 年法律第 217 号。以下「法」という。）第 7 条及び「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項」（平成 11 年厚生省告示第 69 号）により取り扱われているところです。

これらの定めのうち、法第 7 条第 1 項第 1 号における「施術者である旨」の解釈について、従前より疑義が示されていたので、今般、施術者である旨に含まれる表現として「あん摩マッサージ指圧師（厚生労働大臣免許）、はり師（厚生労働大臣免許）、きゅう師（厚生労働大臣免許）」を広告し得るものと整理しました。

貴職におかれては、本事務連絡の内容について御了知の上、貴管下の関係団体及び関係者等に周知方お願いします。

以 上

